

## 第 80 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令和 4 年 3 月 8 日（火）  
10 時 00 分 ～ 11 時 40 分  
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

### 〔出席者〕

（委員）沖森分科会長（国語課題小委員会主査）、石井副分科会長（日本語教育小委員会主査）、森山国語課題小委員会副主査、浜田日本語教育小委員会副主査、石黒、井上、大木、神吉、川口、川瀬、黒崎、西條、島田、滝浦、田中、戸田、中江、成川、根岸、福田、古田、前田、眞嶋、松岡、南田、村上、村田、善本各委員（計 28 名）

（文部科学省・文化庁）杉浦文化庁次長、圓入国語課長、石田文化戦略官、堀課長補佐、津田地域日本語教育推進室長補佐、山田専門官、鈴木国語調査官、武田国語調査官、町田国語調査官、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

※ 沖森分科会長及び事務局は、文化庁特別会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 第 78 回文化審議会国語分科会議事録（案）
- 2 国語に関するコミュニケーション上の課題  
（国語課題小委員会における審議経過の整理）（案）
- 3-1 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引
- 3-2 「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツール  
「にほんご チェック！」について
- 3-3 「日本語教育の参照枠」の広報素材について
- 3-4 地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）

### 〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 21 期）
- 2 令和 4 年度予算案参考資料（文化庁国語課）

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前々回の議事録（案）が確認された。  
※ 前回（第 79 回）は持ち回り開催であり、既に議事内容が公開されている。
- 3 沖森分科会長（国語課題小委員会主査）から、配布資料 2「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（案）」を用いて、国語課題小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答及び意見交換が行われ、配布資料 2 について了承された。
- 4 石井副分科会長（日本語教育小委員会主査）から、配布資料 3-1、3-2、3-3 及び 3-4 を用いて、日本語教育小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答及び意見交換が行われ、配布資料 3-1～3-4 について了承された。

- 5 事務局から、参考資料 2「令和 4 年度予算案参考資料（文化庁国語課）」を用いて、国語課の令和 4 年度予算案について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 6 文化審議会への報告は、沖森分科会長に一任することが確認された。
- 7 今期最後の国語分科会の閉会に当たり、杉浦文化庁次長及び沖森分科会長から挨拶があった。
- 8 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

#### ○沖森分科会長

定刻になりましたので、ただ今から第 80 回文化審議会国語分科会を開会いたします。本日は、御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となります。何かと御不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いたします。

今期最後の国語分科会ですので、国語課題小委員会、日本語教育小委員会それぞれの審議状況について、経過報告を頂き、その後、意見交換をしたいと考えています。

まず、国語課題小委員会の審議状況について、国語課題小委員会の主査である私から説明させていただきます。

今期の審議状況についてお話しする前に、1月に文化審議会から建議された「公用文作成の考え方」について、委員の皆様方に改めて御報告とお礼を申し上げたいと思います。

ちょうど1年前の国語分科会で「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」をおまとめいただきました。これを基に、内容を整えて、本年1月7日に文化審議会から文部科学大臣に対して、「公用文作成の考え方」が建議されました。その後、1月11日には閣議でこの建議についての報告がなされ、同日、内閣官房長官から各国务大臣に対して、周知を依頼する通知が出されました。

これにより、昭和 27 年から 70 年程にわたって政府内で用いられてきた国語審議会の建議「公用文作成の要領」に代わり、新しい文化審議会建議が使用されていくこととなりました。

国語分科会での御議論に基づく建議が、政府によって正式に採用されたこと、これは本分科会委員の皆様方に改めてお礼を申すべきところであるかと存じます。

とはいえ、肝腎な点はその内容を実質的に周知していくことです。通知が出たことで安心せずに、委員の皆様方のお力を頂きながら、事務局とも協力して、今後も建議の示す考え方を広めていきたいと考えています。

それでは、ここからは、今期の審議経過について御報告いたします。配布資料 2「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（案）」を御覧ください。

国語課題小委員会では、前の期まで、平成 25 年 2 月に国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」で挙げられた課題について順次検討を行ってきました。

この間、同報告が示す課題整理に従い、先ほど話題にした「新しい「公用文作成の要領」に向けて」をはじめ、「「異字同訓」の漢字の使い分け例」、「常用漢字表の字体・字形に関する指針」、「分かり合うための言語コミュニケーション」という四つの報告を取りまとめてきました。

こうして、平成 25 年の課題整理に沿った審議が一段落したことから、今期は、今後

の国語施策に関する審議において何を課題とすべきかについて、改めて検討してきました。

毎回申し上げることですが、国語・日本語に関してはむやみに手を加えるべきものではありません。ただ一方で、現在の社会において、国語の在り方をめぐって何らかのコミュニケーション上の問題が起きているのであれば、それらを解決の方向に進めるための適切な方策が必要となります。そうした問題の所在を明らかにし、対応策を考えることは、国語施策の役割であり、具体的な方策を検討することは、この国語分科会の務めであろうとも考えています。

今回の課題整理においては、国語・日本語に関する重要な課題について、国語分科会で検討することが可能な内容なのか、国語施策として扱うのは適当であるのか、判断が難しい問題であっても、まずは広く指摘し、整理するという方向で検討してきました。

その際には、単に課題となりそうな項目を並べるのではなく、「日本語によるコミュニケーション上の問題点がどこにあるか」という観点から、できるだけ体系的な整理を行うよう努めてきました。

配布資料2の1ページ「Ⅰ 国語施策の経緯と今後の在り方」を御覧ください。明治以来、国語施策の役割というのは、日本語を用いて行われるコミュニケーションを円滑にするために、支障となるものを取り除くことにありました。特に、戦後においては、全ての国民にとって使いやすい国語を目指すという考え方の下、表記の「目安」、「よりどころ」等を示してきました。

共通語の使用と理解をはじめ、仮名遣い、送り仮名の付け方など、国語に関する課題は、少しずつ解消されてきました。しかし、社会の変化によって、国語に関する課題も変わっていきます。国語、日本語による円滑な伝え合いのための環境整備が、これからも国語施策に求められています。

では、現在の社会において、国語に関するどのような課題が生じているのでしょうか。これをまとめたのが、2ページからの「Ⅱ 国語をめぐるコミュニケーション上の課題について」という部分です。

ここでは、「国際化」、「情報化」、「多様化」、「専門化・細分化」、「教育との関係」、「言葉のふさわしさに関して」という六つの観点から、視野を広く取り、社会状況によって生じている課題の整理を試みています。

例えば、2ページの「1 「国際化」によって生じている課題」では、ローマ字のつづり方や外来語の表記の揺れ、外来語の濫用、和製英語の広がり、英語の必要性が高まる中での国語の在り方などが取り上げられています。

同様に、ほかの五つの観点からも、社会のどのようなところで、国語に関するコミュニケーション上の問題が生じているのか、委員の見識に基づいて、簡潔にまとめてあります。

そして、7ページからは、「Ⅲ 国語分科会で取り組むかを含め更に検討すべき課題」を示しています。ここでは、Ⅱで取り上げた六つの観点から挙げられた課題のうち、今後の国語施策の課題として、国語分科会で取り組むべきかどうか、取り組むことが可能なのかを含め、今後更に検討を深めるべき課題について、もう少し具体的などころまで踏み込んで述べています。

また、その整理の仕方は、「現行の内閣告示に関するもの」、「新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの」、「提言等を行うことについて検討すべきもの」の三つに分けています。これは、それぞれの課題について考えたときに、どのような形で検討の成果がイメージされるかという視点から分類したものです。

例えば、7ページの「1 現行の内閣告示に関するもの」の「(1) ローマ字のつづ

り方に関する整理」を御覧ください。

現在、ローマ字のつづり方に関しては、いわゆる訓令式とヘボン式の混在が見られる状況です。また、小学校では、従来の国語科におけるローマ字の学習に加え、教育課程に外国語が導入されました。さらに、情報機器が全ての児童に対して配布されるという動きもあり、ローマ字入力を用いる機会も生じています。小学校の前半で、ローマ字—いわゆるアルファベットを用いた表記に触れることになり、その使い分けに混乱が生じているとの指摘もあります。

それぞれのローマ字つづりが、どのような場面で、どのように用いられているのかを把握するとともに、それぞれのつづり方の特徴や意義などをよく整理し、分かりやすく提示するといったことが課題となるのではないかと考えられます。

この「ローマ字のつづり方」を含め、既に内閣告示として実施されているものについて取り上げる場合には、場合によってはその改定ということも意識されることになるかと思われまます。ただし、必ずしも改定を目指さなくても、まずは、実態についての調査を実施し、現状をよく把握した上で、現実的にどのような手当てができるのかを検討していくところから始めることもできると思われまます。

「2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの」では、これまでの国語施策では直接取り上げていないものの、今後、必要性が高まると考えられる手引や指針の作成について述べています。現時点では、「語彙」に関する何らかのよりどころ、また、専門家と一般の人たち間でのコミュニケーションの在り方に関する指針の検討などがその候補として挙げられています。

「3 提言等を行うことについて検討すべきもの」では、手引や指針を作成することは困難だとしても、国語分科会として、課題を整理し、必要な提言を行うところまでは検討してもよいのではないかと、という事柄について述べています。

いずれも、実際に国語分科会での検討事項とすべきなのか、検討ができるのかどうか、より具体的な議論が更に必要であろうと思われまます。また、実際に取り組むことになれば、現実的で実りある検討の在り方について、事務局ともよく協議しなくてはなりません。

来期も、今後10年ほどを見通して、どのような課題に取り組むべきか、しっかりと議論を進めていきたいと考えています。

なお、配布資料2の最後のページに、今期の「国語施策の課題に関する論点整理の進め方」をお示ししました。ここに書かれているとおり、現在検討中の課題整理は、ただ今説明してきた審議経過を踏まえ、来年度に最終的な報告として取りまとめることとしています。

一方で、既に挙げられている課題の中には迅速な対応が求められるものもあるかと思われまます。そこで、本日の配布資料2の「Ⅲ 国語分科会で取り組むかを含め更に検討すべき課題」に示された課題のうち、急ぎ取り組むべきものと判断されるものについては、課題整理と並行する形で、次期から審議を開始したいと考えています。

以上、国語課題小委員会の審議状況について報告しました。来期も引き続き、慎重かつ積極的な検討を進めていきたいと思っております。

以上、私からのただ今の説明について、御質問、御意見等があれば、お願いいたします。

#### ○浜田日本語教育小委員会副主査

「国語に関するコミュニケーション上の課題」ということで、非常に広い視野を持って御提言くださっていること、大変有り難く拝聴しました。

1点だけ申し上げますと、10ページの「3 提言等を行うことについて検討すべきもの

の」の「(1) 言葉のふさわしさに関する考え方の整理」で、言葉による暴力について言及してくださっていることに大変共感を覚えました。これに関して、最近「マイクロアグレッション (microaggression)」といった概念に注目が集まっています。配布資料2にも「言葉は人を傷つける力を持って」いるということが書かれています。例えば、外国にルーツを持つ方に対して、「ちょっと英語しゃべってみてよ。」ということや、「女性なのに頑張っていてすごいね。」といった言い方など、言っている本人は、全く悪気はない、むしろ褒めているつもりで言っているのだけれど、それが言葉の暴力であったり、相手に対する攻撃になったりしているという現象について、「マイクロアグレッション」といった概念化が行われています。このことについても、今後の議論の中で是非取り上げていただいて、そういった問題に対して幅広く皆さんの注意を喚起することにつながっていけばと思う次第です。

○沖森分科会長

御助言、どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○井上委員

御提言、非常に幅広い範囲で課題が網羅されているという印象を持ちました。日本語教育小委員会の委員として見たときに、11ページの「(3) 国際社会における日本語の在り方に関する再整理」というところで、ここは正に日本語教育と密接に関わりのある課題となってくると思うのですが、日本語教育小委員会はどのような関わり方をしていくことになるのでしょうか。これは国語課題小委員会で独自に進めていくものなのか、それとも日本語教育小委員会と何か連携を図りながら進めていくことになるのでしょうか。何かお考えがありましたら、教えてください。

○沖森分科会長

国語課題小委員会での議論というのは、来期も引き続き行う予定ですので、今後、日本語教育小委員会との関係と言いますか、連携という形でこの課題整理に盛り込んでいきたいと思っていますので、引き続き御提言、御意見等ありましたら、お願いいたします。

○神吉委員

少し大きな話になって恐縮ですが、「国際化」という課題のところとも関連するのですが、「国語」という用語そのものの妥当性といったことを議論する必要はないのだろうか、伺っていて思いました。日本語教育小委員会は「日本語」という用語を基本的には使っていますが、国語課題小委員会で、「国語」という用語そのものについて議論が出たという経緯はあるのでしょうか。

○沖森分科会長

「国語」という言葉について、直接に議論したことはありません。ただ、「国語」と並列する形で「日本語」という言葉を補っています。学問等での議論は、もちろん言語としての日本語という問題も出てくるかと思いますが、文化審議会は、諮問機関としての役割もありますので、「国語」という言葉も無視することはできないということ、必要な場合には並列する形で記述していくということになっているかと思っています。これはもちろん、これまでの経緯について御説明ただけで、今後どのような形が望ましいかということについては、別途、議論が必要かと思われれます。

関連することでも結構ですし、ほかに御意見がございましたら、お願いいたします。

○村上委員

言わずもがなと思っていたのですが、今、神吉委員から、「国語」という考え方を議論した方がいいのではないかという話が出て、多分、それに関連することだと思おうので話します。皆さんも御認識なさっていると思いますが、文化審議会国語分科会は、大げさな言い方をすると権力の側にあるわけです。提言すべきは、目安であって、それを判断して決めるのは国民一人一人だと思います。そこのところを揺らがずに我々自身がしっかり押さえておかないと、ともすると意図せずに我々が決めたこと、提言したことが、規範として働いてしまって、国民の表現に対する制限となってしまうところがあると思います。そこのところは私自身、重々気を付けてこの会議に参加しているつもりです。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○戸田委員

今回の資料に日本語教育との接点が盛り込まれていることを非常に有り難く拝見していました。先ほどの井上委員の「連携」という言葉を伺って、この国語課題小委員会での内容も是非日本語教育小委員会と連携をして進めていく必要があるのではないかということを感じました。

それから、もう一つ、以前から感じていたことです。内閣告示として現代仮名遣いや常用漢字表というものが様々ありますが、この中身について一般の方が読んでも分かりにくい点、つまり、一つ一つ解説していかなければ分からない点も多いので、内閣告示の説明についてももう少し分かりやすく、詳しく進めていっていただけたらと思っています。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

○松岡委員

日本語教育の話を取り上げていただけるようになって、とてもうれしく思っています。一方で、先ほど連携の話で、外国人と日本人という枠組みがいいのか、それとも、日本語使用者と非使用者というのがいいのか分かりませんが、このコミュニケーション課題については、それぞれの小委員会で話し合ったことを連携させるというよりは、同じ場を作っていただいて議論をした方がいいのではないかと感じました。

それから、9ページに、専門用語の扱いについての指針があります。ここで一般向けに使う専門語と一般向けに使わないような語に分類する際の目安が書かれているのですが、これは非常に扱い方が難しい分野ではないかと考えています。非常に速いスピードで科学が進展しているときに、このような区分けの目安もそれに合わせて迅速に出していけるのでしょうか。また、それをどのように使うのかといったことについて、慎重に議論していただきたいと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

( → 挙手なし。 )

それでは、国語課題小委員会における審議経過の整理について、意見交換はここまですということにいたします。配布資料2-1「国語に関するコミュニケーション上の

課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（案）」については、国語分科会としてお認めいただいたということによろしいでしょうか。

（→ 国語分科会、了承。）

どうもありがとうございました。

では、続きまして、日本語教育小委員会からの審議状況について、日本語教育小委員会の主査である石井副分科会長から御説明をお願いします。

#### ○石井副分科会長

日本語教育小委員会の審議状況について、御報告申し上げます。

「日本語教育の参照枠」の活用のための審議・検討を進めてきました。本日は、活用のための手引を含めた三つの成果物について御報告するとともに、「日本語教育の参照枠」を踏まえた、「生活」の分野における「生活 Can do」の作成など、地域における日本語教育の在り方について、審議経過の御報告をさせていただきます。

配布資料3-1「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」を御覧ください。この手引は、今期日本語教育小委員会の下に設置された「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループが作成し、2月18日の日本語教育小委員会にて報告されたものです。

この手引では、「日本語教育の参照枠」が示している言語教育観、レベル尺度などの指標、言語能力記述文について分かりやすく解説するとともに、言語能力記述文（Can do）を基にしたカリキュラム開発の考え方と生活・留学・就労の三つの分野で Can do に基づくカリキュラムによる実践事例を具体的に示しています。

手引を活用いただく対象の方には、日本語教師、地域日本語教育コーディネーターなど、主に日本語を教える役割を担う方を想定しています。

1 ページ目「第1章 「日本語教育の参照枠」とは」では、「日本語教育の参照枠」の基本的な考え方や指標などについて、一問一答形式で12の問いについて簡潔に説明しています。

加えて、四つのコラムで、「参照枠」に関連する考え方や情報を紹介しています。コラムに込められたメッセージを御紹介いたします。

4 ページの「コラム1 子供に対する日本語教育」では、「日本語教育の参照枠」は成人に対する日本語教育を主な対象としており、子供に対する日本語指導については、年齢相応の認知的な発達段階を見据える必要があることを説明しています。

さらに、8 ページのコラム2では、欧州評議会が公開している「Competencies for Democratic Culture」—「民主的な文化への能力」という訳が付くと思いますが、多様な文化を尊重し多様な人々と共存していくための20の能力を選定して紹介しています。これらの能力は、「日本語教育の参照枠」が目指す共生社会の実現のために参照できるものであり、同時に、文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」で示された日本語教師に求められる資質・能力とも重なる部分が多いため、コラムとして取り上げました。

12 ページのコラム3では、「英語教育におけるCEFR-Jの取組」として、CEFR-Jプロジェクトの概要を説明しています。CEFR-Jプロジェクトでは、Aレベルを細分化して、Pre-A1レベルを追加したり、社会の変化に応じて Can do の書き換えを試みたりと、日本語教育でも参考にできる取組が多くありますので、この場で情報提供ができればと考えています。

16、17 ページのコラム4では、CEFRを参照している各国の事例として、ドイツや韓国の例を挙げました。外国人等に対する言語教育を諸外国がどのように展開しているか紹介しています。

18 ページからの「第 2 章 Can do をベースにしたカリキュラム開発の方法」では、Can do をベースにしたカリキュラムを開発するに当たり必要となる考え方として、バックワードデザイン（逆向き設計）や、パフォーマンス評価、あるいはルーブリック（パフォーマンス評価の評価基準）の作成などを分かりやすく解説・紹介しています。

具体的には 26～28 ページにルーブリックの事例を示したほか、30 ページには、Can do ベースのカリキュラム開発の方法のステップを簡潔に示しました。

31 ページから「第 3 章 Can do をベースにしたカリキュラムの事例」です。33 ページから生活分野として、地域における日本語教育の県の取組「しまね国際センター」の事例を、48 ページから留学分野として、法務省告示日本語教育機関である兵庫県の「コミュニケーション学院」の事例を、64 ページから就労分野として、一般財団法人日本国際協力センター（JICE）が行う厚労省委託事業「外国人就労・定着支援研修事業」の事例を紹介しています。

80 ページからは、参考資料として「日本語教育の参照枠」で示している「全体的な尺度」、「言語活動別の熟達度」、Can do ベースでのカリキュラム開発に役に立つ資料、報告書、ウェブサイトを紹介しています。以上が、配布資料 3-1 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引の説明です。

次に、配布資料 3-2 「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツール「にほんごチェック！」についてを御覧ください。これは、日本語学習者が自分の日本語能力を「日本語教育の参照枠」のレベル尺度に基づいて Can do で判定・チェックするためのアプリです。

このアプリは、国内外の日本語学習者を対象としています。ウェブ上のシステムで表示される Can do の言語活動がどの程度できるかを答えていくことで、自身の日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定などに役立てて、自立的な学習を促していくことを目的として開発するものです。

準備する言語は、日本語を含めて 14 言語を予定しています。昨年度調査を行った「日本語教育の参照枠」Can do の量的検証に関する調査報告書で Can do の困難度が適正であると判断された代表項目 118 項目を中心に、A 1 から C 2 までの六つのレベルについて、五つの言語活動ごとに五つ程度、合計で 136 項目の Can do を使用するという進めています。

2 枚目に自己評価ツールのイメージ図を示しました。令和 4 年度中の完成を予定しています。

続いて、配布資料 3-3 「日本語教育の参照枠」の広報素材についてですが、「日本語教育の参照枠」を知ろう！というものです。広く一般の方を対象として、「日本語教育の参照枠」が一体どういうものなのかということを見開き 4 ページで示すリーフレット形式で作成しています。本日お配りしたものをデザイン案として、今後、より見やすいものに整えてお配りしたいと考えています。

1 ページでは、日本社会における外国人材の活躍と、それに伴う日本語教育の多様性、日本語学習者の数の推移のデータを示し、今、求められている「日本語教育の参照枠」を紹介しています。

2 ページでは、「日本語教育の参照枠」の三つの言語教育観を示した上で、「日本語教育の参照枠」の構成を簡易に示しています。

3 ページでは、「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度、六つのレベルの抜粋を示すとともに、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」で示されている「自立した言語使用者」を紹介し、生活者としての外国人に B 1 程度の日本語能力が必要となることが盛り込まれた旨をうたっています。

4 ページでは、手引あるいは「にほんごチェック」アプリをはじめ、利用できるツ



ルについて紹介しています。その下で、期待される効果と、最終的に日本語教育の質の向上と共生社会の実現に寄与するという大きな理念を掲げました。

これは飽くまでもデザイン案として、今後見やすいものとして整えていきたいと思っています。

続いて、本年度の二つ目の審議テーマである「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（平成22年5月国語分科会報告）」の改定についてです。日本語教育小委員会の下に令和2年度には、「生活者としての外国人」のための標準的なカリキュラム案の改定に関するワーキンググループ、令和3年度には、「生活 Can do」等の作成に関するワーキンググループを設置しまして、2年にわたって「生活 Can do」の作成等に取り組んでまいりました。

本日は審議経過報告ということで、資料3-4「地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）」に基づき、御報告いたします。

現在、地域においては、国語分科会が平成22年に取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の報告が活用されています。ここに示された学習内容を社会状況の変化等に応じて見直し、内容を追加あるいは改正し、新たに「生活 Can do」として、五つの言語活動別にA1からB1のレベルの言語能力記述文を作成いたしました。

また、中長期的に滞在する外国人の増加を受けまして、地域における日本語教育の体制整備の必要性も高まっていることから、地方公共団体が多様な機関と連携し、日本語教育の環境整備を進める上で指針となる教育内容・方法等を示すこととしています。

構成から御説明します。目次を御覧ください。「はじめに」に当たる部分として、これまでの「検討の経緯」を挙げています。

続いて、「1. 現状と課題」、「2. 地域における日本語教育について」、「3. 生活上の行為の事例について」、「4. 「生活 Can do」等の内容について」、「5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について」、「6. 生活・社会・文化的情報の扱い方について」、「7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方」、そして「参考資料」から構成されています。

「検討の経緯」では、見開き2ページで、在留外国人に関する施策の動向と、「生活者としての外国人」に関する審議会における審議と成果物、CEFRを参照して作成された「日本語教育の参照枠」（報告）を踏まえた標準的なカリキュラム案の改定、生活 Can do の作成に至る流れをまとめています。

3、4ページでは、現状と課題を整理しています。5ページの「2. 地域における日本語教育について」では、冒頭に記載のとおり、今期はワーキンググループにおける検討段階であるため、現時点で提起されているワーキンググループの意見であることを前提として御報告させていただきます。

「（1）地域における日本語教育とは」では、「日本語教育の推進に関する法律」を引用し、「日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において「生活者としての外国人」には生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする日本語能力を獲得することが求められることから、これを身に付けるために「地域における日本語教育の機会の充実が重要」であることを記載しています。

「（2）目的・目標」では、「標準的なカリキュラム案」を参照し、これを引用・踏襲することとしました。（3）では、「日本語教育の参照枠」と地域における日本語教育の関係を説明しています。7ページに「日本語教育の参照枠」の構成図を引用し、「生活 Can do」の位置付けについて分かりやすく説明するよう努めました。

8 ページの「(4) 対象となる学習者」は、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」にあるように、「自立した言語使用者」までを対象として含むこととしています。

9 ページの「(5) 本報告の主たる利用者」として、①地方公共団体（これらの団体と連携する機関・団体を含む）と②地域における日本語教育人材を明示しています。この中で、「日本語教育の推進に関する法律」の「第5条 地方公共団体の責務」だけではなく、第26条にある地方公共団体による「日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする」という記載も引用し、「第6条 事業者の責務」、「第7条 連携の強化」についても言及いたしました。地方公共団体だけでなく、多様な主体が連携し、日本語教育を推進することについて記載し、連携に基づく日本語教育の実施の例を挙げています。更に充実した記載になるよう、努めていく予定です。

「(6) 学習時間についての考え方」は、諸外国の例を参考に検討を重ねました。この時間数については学習内容の積み上げによるものです。1日4時間、週3～5日程度の学習時間が確保できた場合の目安であることを前提にしています。プログラムを策定する際には、実施機関ごとに状況が異なることが普通ですから、本報告を踏まえて十分な検討が必要な旨を書き込んでいます。

14 ページを御覧ください。「3. 生活上の行為の事例について」です。「生活上の行為の事例」は、平成20年の第8期日本語教育小委員会にて、アンケート調査を基に、来日間もない外国人にとって基本的な生活基盤を形成するために不可欠であると考えられ、安全に関わり、緊急性があるものを「生活上の行為」として策定・抽出したもので、15 ページに一覧があります。この生活上の行為の事例の大分類のⅠ～Ⅹのうち、新たに「Ⅴ 子育て・教育を行う」と「Ⅵ 働く」を加えた全てを扱うこととし、それぞれの項目に対応する「生活 Can do」を作成することとしました。

16 ページに「生活 Can do」の示し方を説明し、31 ページ以降に、令和2年度までに作成した479の「生活 Can do」を参考資料として収録しました。令和3年度検討の「Ⅴ 子育て・教育を行う」と「Ⅵ 働く」の「生活 Can do」を加えて、令和4年度に検証を行った上で、本報告を取りまとめる予定です。

18 ページを御覧ください。「5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について」では、「日本語教育の参照枠」で示された漢字を含む文字の扱い方を引用しつつ、基礎漢字122字に加え、本人や家族の氏名や住所など、対象となる学習者にとって学ぶ必要がある漢字について説明しています。

21 ページには、「6. 生活・文化・社会的情報の扱い方について」として、生活・文化・社会的情報の示し方や、想定される内容、扱い方を記載しました。生活・文化・社会的情報のうち、必要なものをコミュニケーション言語活動と合わせて、日本語教育の中で扱うようにすることで、日本語学習の効果の観点からも望ましいと考えています。

最後に、22 ページ、「7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方」です。こちら「日本語教育の参照枠」における評価の理念を引用して記載しています。特に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、「日本語教育の参照枠」に言語能力記述文として掲載された②コミュニケーション言語能力、それから、③コミュニケーション言語活動、④コミュニケーション言語方略という、言語能力熟達度を構成する能力以外に、①一般的能力についての向上に資する活動を教育活動として組み込みました。生涯学習的側面に焦点を当てられた学習活動を推進していくことも期待されます。

30 ページ以降は参考資料です。審議経過の御報告は以上です。

来年度、日本語教育小委員会において、これからますます環境整備が必要となる地

域における日本語教育の在り方について、引き続き検討を重ねていくこととなります。  
日本語教育小委員会からの御報告は以上です。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ただ今配布資料3-1から3-4についての御説明ということで、審議経過の御報告についても御説明いただきました。何か御質問、御意見等あればお願いしたいと思います。

○西條委員

石井副分科会長、詳細な御説明、ありがとうございました。ここまでいろいろと進歩したのだと思って聞いていました。

問題はこれをどうやって広げていくかということだと思います。自治体でのいろいろな外国人支援や、個々に先進的な試みがあって、個々にこの参照枠を受け入れているところもあると思います。これを各自治体それぞれが受け入れやすいようにしていく、広めるための方策についてお伺いしたいです。私はこの議論に余り追い付いていないのですが、日本語能力試験との関係については、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○石井副分科会長

私の知っている範囲では、それぞれの自治体で温度差があって、何に重点を置いて施策を行っていくかということは、自治体によって違っています。最近では、外国人の就労者の人たちが増えている地域もあり、地方公共団体の地域日本語教育の担当者向けの会議を文化庁が主催し、そのような地域・自治体をつないでいくという動きもあると思います。

また、個人的に知っている範囲ですが、それぞれの地域で、地域ごとのボランティアの方、ボランティアに限らず、日本語教育や外国人支援を自治体と組んでやっていこうといった動きも近年はあるように思います。私の見聞きしている話だけではなく、いろいろあるかと思いますが、御存知の方、是非共有していただければと思います。

○村田委員

二つ目の御質問に関して、私の所属が国際交流基金ですので、お答えいたします。日本語能力試験は1984年に始まり、2010年に改定をされました。その段階で、私どもはまだCEFRに準拠したJF日本語教育スタンダードの開発途中でしたので、御案内のとおり、CEFRに対応して開発された試験というわけではございませんが、対応関係については、連関調査という形で調査をして公表しています。このCEFRにどう対応させていくのかということは大きな課題として内部でも認識を深めて、議論を進めているところです。コロナ以前の状況ですと、年間130万人ぐらいの方が受験する、非常に影響力の大きなものですので、軽々しいことはここで申し上げられませんが、検討は進めているところであるということはお答えしたいと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかに補足等ございますか。

○眞嶋委員

今の試験の問題は評価の問題と言えます。日本語能力試験のほかにも民間の試験がいろいろ出てきています。「日本語教育の参照枠」の活用のための手引では、必ず

しも試験によらない評価の方法も紹介しています。どんな学習者の方でも、何でもかんでも日本語能力試験のN3、あるいはN4を、といった議論になってしまうと、学習者の学習目的に合っていない場合もあります。評価というのは、試験だけではないということ、ほかにも学習者の目的に合わせていろいろな評価をすることができるということ、それを現場で学習者の方とも話し合いながら、あるいは見ながら決めていくと、より目的に達成しやすいということを御紹介してあります。その辺は「日本語教育の参照枠」の活用のための手引も御覧になりながら、参照枠を活用していただくということで、評価の理解を進めていただけるものと期待しているところです。

先ほどの西條委員の一つ目の御質問ですが、今日の参考資料に、予算のことがあったと思います。「生活者としての外国人」に対する日本語教育の推進のために、多くの予算が付くことになっているようです。例えば、地域の日本語教室空白地域を解消するための予算も付いていますので、少しずつ広めていただくことができるのではないかと理解しています。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかに御発言ございますか。

○井上委員

この場でこのようなことを申し上げていいのかわかりませんが、気になったので発言させていただきます。2月18日の日本語教育小委員会の時に、今日の配布資料について、かなり活発な意見が出されたと記憶しています。特に配布資料3-3、3-4に関しては、いろいろな意見が出されたかと思います。今日配られている資料を見ると、どこが変わっているのかわかりません。事務局にお伺いした方がいいのかもしれませんが、これは前回の日本語教育小委員会の意見を反映済みと考えていいのでしょうか。それとも、これから来期に向けて改定されていくということでしょうか。

○沖森分科会長

では、事務局からお願いします。

○増田日本語教育調査官

事務局からお答えいたします。配布資料3-3については、今後、委員の御意見を反映させていただき、改定を進めていきたいと思っています。

配布資料3-4については、本分科会には、前回ワーキンググループの報告として日本語教育小委員会に頂いたものを提出させていただいています。来期においても引き続き検討することになっていますので、前回日本語教育小委員会で頂いた御意見については、来年度当初の資料から反映させていただきたいと思っています。

○沖森分科会長

では、ほかに御質問がありましたら、お願いいたします。

○石黒委員

先ほどの西條委員の御意見に関連して、ここまで洗練された「日本語教育の参照枠」というものを作り上げてこられたことに、敬意を表します。是非これをいろいろな方に使ってほしいと思います。

「日本語教育の参照枠」という名前について、これはこれでいいと思いますが、どう見せていくかが問題です。配布資料3-2、3-3で、この枠組みの中で、例えば、「日

本語学習の参照枠」であったり、「日本語評価の参照枠」であったりもするわけです。「日本語教育」と言ってしまうと、教室活動と捉えてしまう人もいるかもしれないと思います。例えば、ここでの議論は、国語課題小委員会のコミュニケーションの話題とも密接に関わっていて、「日本語運用の参照枠」ではないかという気がします。前回も申し上げたと思いますが、私もネイティブスピーカーではありますが、そんなに自信が持てないということもあります。同じようにこの枠というものが日本語運用を考える上で、非常に有力な枠になるような気がします。その辺りも含めてもう少し広く使っていきたいところです。学習者にとっても参考になります。学習者というより、日本語が第一言語なのか、第二言語なのか、日本で生まれたのかなど、様々な背景の方がいらっしゃるって、その辺りを単純に分けられないことにもなってきています。そのような方々にも届けたいと思います。日本語のネイティブスピーカーの方が上から見るようなものの見方で、「このCのレベルまで上がってこい」というようなものでは決してないと思います。日本語教育と関わりのない方にも是非読んでいただきたいと思います。これからその辺りの訴求方法を考えていただけると、もっと多くの方に届くのではないかと思います。

それと関連して、伺いたいことがあります。大きなものを作り上げられてきているところですから、もちろん急には難しいと思いますが、この国語分科会のように突然Zoomを使うようになって、私たちのコミュニケーションの在り方がこのところ急速に変わってしまっています。そのような社会的な時代状況に合わせなくてはいけないところも将来的には出てくるかと思います。全体的な尺度のところ、B1のところだったかと思いますが、「共通語」という言葉があります。特に方言などには言及がありませんが、方言あるいは世代語など、日本語の中にいろいろな文体があります。その辺りをどうするのかというところも、お聞きしたいと思います。例えば、コミュニケーションするとき、特に地域の方は、方言理解ということが非常に重要になってくると思います。将来的には、この「地域における日本語教育の在り方」、「生活者としての日本語」という中でも更に洗練されていくのではないかという気がします。将来的にはそのような時代状況に応じて変わっていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○沖森分科会長

今の御指摘について、眞嶋委員、お願いいたします。

○眞嶋委員

今の御指摘、重要なことと思います。今回の「日本語教育の参照枠」もそうですし、手引についてもそうですが、基になっているヨーロッパのCEFRのオリジナル版、つまり、2001年に発表されたものしか検討対象になっていません。ヨーロッパでも、新しく2018年、2020年に補足・補充版と言いますか、CEFRのCVーコンパニオンボリューム(Companion Volume)ーというのが出ています。来年度、「日本語教育の参照枠」でも、このCVも検討するというところで課題に挙がっています。そこでは、オンラインのことなどの言及があります。先ほどの石黒委員の御指摘全部に答えられるかどうかは分かりませんが、そのようなことが課題に挙がっていました。

もちろん、ヨーロッパでも、参照言語の共通参照枠は進歩、進化しつつあります。ある時点で完成すべきものとも考えられないので、日本語教育の方もそうだと思います。時代の情勢を見据えながら運用のことも考えていかなければいけないと思っています。

○沖森分科会長

ありがとうございました。では、何かほかに御指摘すべき点、あるいは別に御意見があればお願いいたします。

○石黒委員

眞嶋委員、御説明よく分かりました。ありがとうございました。

別の観点で一つ、生活のところで、「地域における日本語教育の在り方」についてです。これも非常に重要なことで、今まで余りまとめられてこなかった、正に国語分科会や文化庁がやるべき仕事だと感じています。先ほど御説明があった14ページです。これは実際にどのようなものが生活上の行為なのかということで挙げられていて、日本人、外国人に尋ねるアンケート調査に基づいているということが重要なことだと思います。少し気になることとしては、実態はどうなっているのかということです。例えば、国立国語研究所の日常会話コーパスは、目的も違いますし、一概には言えませんが、私たちの言語生活の結構大きな割合は、いわゆる普通のおしゃべりなんです。このようにいろいろなCan doを作っていこうとすると、どうしても「これができます」、「あれができます」ということで、具体的な目標達成というか、タスク達成型になるというところがあります。それは当然重要なことですし、必要なことだとも思うのですが、もう一つの側面として、本当に日常のおしゃべりを楽しむというところも非常に大事かと思えます。実際の外国の方が日本語でコミュニケーションをされるときにも、その辺りのことも結構あるかと思えます。おしゃべりとか、雑談というものの可能性について、もし何かあればお聞かせください。

○沖森分科会長

それでは、関連する御発言を頂ければと思います。

○松岡委員

このワーキンググループに関わっているので、今の石黒委員の御質問の答えになるのか分かりませんが、少しお話しします。次の15ページに「生活上の行為」で取り上げる分類一覧というのがありますが、そこに「Ⅶ 人とかかわる」というのがあります。この辺りで雑談の話が盛り込まれています。「これができる」というようにCan doで示すときに、少し難しいところではあるのだろうと思うのですが、この辺りの充実が重要だと思います。単に買い物ができるとか、実用的なことだけではなく、生活上のことも大事だと考えています。この辺りの充実度について御意見を頂ければいいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○沖森分科会長

ありがとうございました。では、ほかに何かございますか。

○松岡委員

今の話とは全く関係ない話ですみません。私がここで発言するのは少しはばかられるのですが、この議論は恐らく政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」と連動する部分がかかなりあるかと思えます。今、その文言を、令和4年度で見ていくと、今回の報告もそうですが、「「生活者としての外国人」のための」という文言ではなく、「地域における日本語教育の在り方」となっていて、ここの表現が揺れ動いているという印象があります。「地域における日本語教育」という文言を使うと、「じゃあ、誰に対してなの？」というのが見えなくなるし、「生活者としての外国人」は、「それは何なの？」ということで、その辺りの整理がそろそろ必要なかと考えます。総合

的対応策との連動も含めて、行政の中で統一というか、見解を整理していただきたいというのが要望です。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませつか。

( → 挙手なし。 )

それでは、日本語教育小委員会からの審議経過についての意見交換はここまでということにいたします。

配布資料3-1「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」、配布資料3-2「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語教育の自己評価ツール「にほんごチェック！」について」、配布資料3-3「日本語教育の参照枠」の広報素材について」、そして配布資料3-4「地域における日本語教育の在り方について(審議経過報告)」、以上の四つについて、国語分科会としてお認めいただいたということによろしいでしょうか。

( → 国語分科会、了承。 )

ありがとうございました。では、お認めいただいたということにさせていただきます。

次の議事に移りたいと思います。(3)その他の案件としまして、国語課の令和4年度予算(案)について、事務局から説明をお願いします。

○堀国語課長補佐

事務局より御説明いたします。参考資料2「令和4年度予算(案)参考資料」を御覧ください。

1ページ目です。文化庁国語課の予算は大きく三つに分かれていて、一つは委員の皆様にご協力いただいている国語分科会の予算です。二つ目が「国語施策の充実」という柱で、三つ目が「日本語教育の推進」です。

4ページの「国語施策の充実」を御覧ください。大きく三つあり、一つは調査研究です。国語に関する実態調査ということで、「国語に関する世論調査」等、毎年度実施しています。二つ目は、国語問題研究協議会で、都道府県をはじめとする国語の教師の方など、いろいろな関係者との意見交換、情報共有の場として毎年行っています。三つ目は危機言語・方言の関係です。被災地の方言や、アイヌ語といった危機言語・方言に関する資料のデジタル化、アーカイブ化、調査研究等を行っています。

令和4年度については、委員の皆様からいろいろな御知見を頂きまして、今年度、漢字出現頻度調査を行いました。4年度は出現文字列頻度数調査を行うことを予定しており、その分の予算を少し多く予定しています。

「日本語教育の推進」について、7ページ目を御覧ください。日本語教育は「生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進」ということで、大きく二つの柱があります。

一つ目の柱として、日本語教育の全国展開・学習機会の確保の観点から、三つの事業を推進しています。予算的に一番大きな事業ですが、令和元年度から地域の日本語教育の体制作りを行っています。都道府県、政令指定都市を中心として、各市町村や関係機関との有機的な連携を促しながら、日本語教育の環境強化を行っていくもので、前年度と同額の予算を予定しています。これは補助金として、2分の1の額の支援をしています。

二つ目の事業が、空白地域の解消です。日本語教育がなかなか浸透していない、特に日本語教室が不在の地域に関して、アドバイザー等を派遣して、地域の日本語教育の

機運醸成ということで支援をする事業です。この事業では、ICT教材として、「つながるひろがる にほんごでのくらし」の開発・提供も行っていきます。

三つ目の事業として、先進的な取組ということで、NPO等の団体等に対して、広域的な活動に関する日本語教育の課題という取組を支援するものです。

以上が日本語教育の全国展開という一つ目の柱です。

二つ目の柱として、日本語教育の質の向上の観点からは、二つの事業を新規予算で予定しています。

まず、新規のものから御紹介いたします。「③日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規）」です。今、検討されている日本語教師の資格等に関して、更なる検討・調査等に係る事業を新規に予定しています。

もう一つの新規の事業についてです。本日も議論いただきましたが、「日本語教育の参照枠」について本年度策定し、その手引を取りまとめていただきました。この活用を更に進めていき、教育モデルを開発していこうという事業を予定しています。

ほかには、継続して行っている日本語教育の人材養成、現職者研修カリキュラムの開発があります。これらの事業のほか、毎年度、国語分科会委員の皆様からの御知見を踏まえて調査・研究等を継続的に行うなど、日本語教育の情報基盤の充実を行っているところです。

これらの予算を合計すると約 11 億円となります。今国会で御承認いただきましたら、来年度実施していく予定です。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

では、ただ今の御説明について、何か質問がありましたら、お願いしたいと思います。

○村上委員

7 ページの、「2 日本語教育の質の向上等」の④のところで、「教育モデル開発」とありますが、これは具体的にどのようなことなのか、お聞かせ願えればと思います。

○堀国語課長補佐

詳細な資料で申しますと、これは 14 ページ目の資料に「教育モデル開発事業」とあります。今回、委員の皆様におまとめいただいた「日本語教育の参照枠」や、その手引といったものを活用しながら、カリキュラムや評価手法、教材開発、教師研修といったものの具体化を考えています。生活・留学・就労のそれぞれの分野に応じたモデルを、国が中心となって推進していく形で、まず試行的に実施していこうというものです。

今回頂いた報告等の具現化という観点で、皆様が活用しやすいような形で示していくことを今回は重要視しています。

○村上委員

ありがとうございました。

○沖森分科会長

では、ほかにございますでしょうか。

○成川委員

漢字出現頻度数調査がまとまるのはいつ頃になるのでしょうか。



○武田国語調査官

事務局からお答えします。漢字出現頻度数調査についてですが、実はつい最近になって報告書ができました。先日の国語課題小委員会には間に合いませんでしたが、来期の初めには御報告できると思います。

また、この調査結果に基づいて、来年度、出現文字列頻度数調査を行いたいと考えています。

○成川委員

分かりました。ありがとうございます。

○沖森分科会長

ほかにございますか。

( → 挙手なし。 )

ここまでのところで何か言い残したことがありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

( → 挙手なし。 )

では、最後に事務局から連絡事項等があれば、お願いしたいと思います。

○堀国語課長補佐

今期最後の文化審議会総会が、3月29日(火)に予定されており、そこで本日の国語分科会で御報告いただいた審議経過等について説明を行うこととなっています。説明者は、沖森分科会長に務めていただく予定でございます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

それでは次に、杉浦文化庁次長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

○杉浦次長

文化庁次長の杉浦でございます。

沖森分科会長、石井副分科会長をはじめ委員の皆様におかれましては、小委員会及びワーキンググループでの御審議も含め、それぞれのテーマについて御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。また、国語については、本年1月に文化審議会から「公用文作成の考え方」が建議されました。委員の皆様への御協力に改めて御礼申し上げます。

本日、国語については、「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（案）」として審議経過報告を、そして、日本語教育については、昨年10月に取りまとめられた「日本語教育の参照枠」の活用のための手引」及び広報素材、「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツール」について御報告いただくとともに、「地域における日本語教育の在り方について（審議経過）」として、審議経過の報告をお示しいただきました。

言うまでもなく、国語は文化の基盤でございます。日本語教育は「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行された後、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されまして、最近では国会や関係省庁との間でも新しい法律の議論などが進められる等、様々な動きが生じています。これまで以上に日本語教育の充実の必要性が高まっているものと認識しております。

国語課題小委員会では8回、日本語教育小委員会で5回、ワーキンググループで8回にわたり、精力的に御審議いただき、本日、審議経過を御報告いただいたことに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日で第21期国語分科会の審議は終了となりますが、今後とも引き続き国語施策、日本語教育施策について、御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○沖森分科会長

ありがとうございました。これで今期の国語分科会は最後になります。ここで私から一言申し上げたいと思います。

コロナ感染拡大の中、各小委員会における審議において、委員の皆様方には多大な御負担をお掛けしたかと存じます。ただ、このような中にあっても着実に成果を上げられたことは皆様方の御協力のたまものと深く感謝しております。

次年度の社会状況については予測し難いところですが、引き続きお力をお貸しくださるようお願い申し上げます。

それでは、これで第80回の文化審議会国語分科会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席くださり、誠にありがとうございました。